

入院医療等の調査・評価分科会 (仮称)の設置について

中央社会保険医療協議会の関連組織(案)

中央社会保険医療協議会 総会 (S25設置)

報告

小委員会

特定の事項についてあらかじめ意見調整を行う

報告

検証部会

報告

専門部会 ルールの制定

報告

報告

専門組織

ルールに従った
値段の決定

診療報酬基本問題 小委員会

所掌: 基本的な問題についてあらかじめ意見調整を行う

設置: H3

会長: 森田朗

(学習院大学法学部教授)

委員: 支払: 診療: 公益 = 7: 7: 6

開催: 改定の議論に応じて開催

平成21年度25回

平成22年度開催なし

平成23年度開催なし

調査実施小委員会

所掌: 医療経済実態調査についてあらかじめ意見調整を行う

設置: S42

会長: 石津寿恵

(明治大学経営学部教授)

委員: 支払: 診療: 公益

= 5: 5: 4

開催: 調査設計で開催

平成21年度開催なし

平成22年度3回

平成23年度1回

診療報酬改定 結果検証部会

所掌: 診療報酬が医療現場等に与えた影響等について審議

設置: H17

会長: 牛丸聡

(早稲田大学政治経済学術院教授)

委員: 公益委員のみ

開催: 改定の議論に応じて開催

平成21年度7回

平成22年度3回

平成23年度2回

薬価専門部会

所掌: 薬価の価格算定ルールを審議

設置: H2

会長: 西村万里子

(明治学院大学法学部教授)

委員: 支払: 診療: 公益

= 4: 4: 4

開催: 改定の議論に応じて開催

平成21年度12回

平成22年度2回

平成23年度14回

薬価算定組織

所掌: 新薬の薬価算定等についての調査審議

設置: H12

委員長: 長瀬隆英

(東京大学大学院教授)

委員: 保険医療専門審査員

時期: 4半期に一度の薬価

収載、緊急収載等に

応じて、月一回程度

報告

診療報酬調査専門組織

所掌: 診療報酬体系の見直しに係る技術的課題の調査・検討

設置: H15 委員: 保険医療専門審査員

DPC評価分科会 時期: 月1回程度

会長: 小山信彌(東邦大学医療センター大森病院心臓血管外科部長)

医療技術評価分科会 時期: 年1回程度

会長: 吉田英機(東京都支払基金審査委員長)

医療機関のコスト調査分科会 時期: 年1回程度

会長: 田中滋(慶應義塾大学大学院教授)

医療機関等における消費税負担に関する分科会

※6月20日第1回開催→会長選定

費用対効果評価 専門部会

所掌: 医療保険制度における費用対効果評価導入の在り方について審議

設置: H24

会長: 関原健夫

(日本対がん協会常務理事)

委員: 支払: 診療: 公益: 参考人

= 6: 6: 4: 3

開催: 改定の議論に応じて開催

保険医療材料 専門部会

所掌: 保険医療材料の価格算定ルールを審議

設置: H11

会長: 印南一路

(慶應義塾大学総合政策学部教授)

委員: 支払: 診療: 公益 = 4: 4: 4

開催: 改定の議論に応じて開催

平成21年度8回

平成22年度2回

平成23年度9回

保険医療材料 専門組織

所掌: 特定保険医療材料の保険適用についての調査審議

設置: H12

委員長: 松本純夫

(東京医療センター院長)

委員: 保険医療専門審査員

時期: 4半期に一度の保険収載

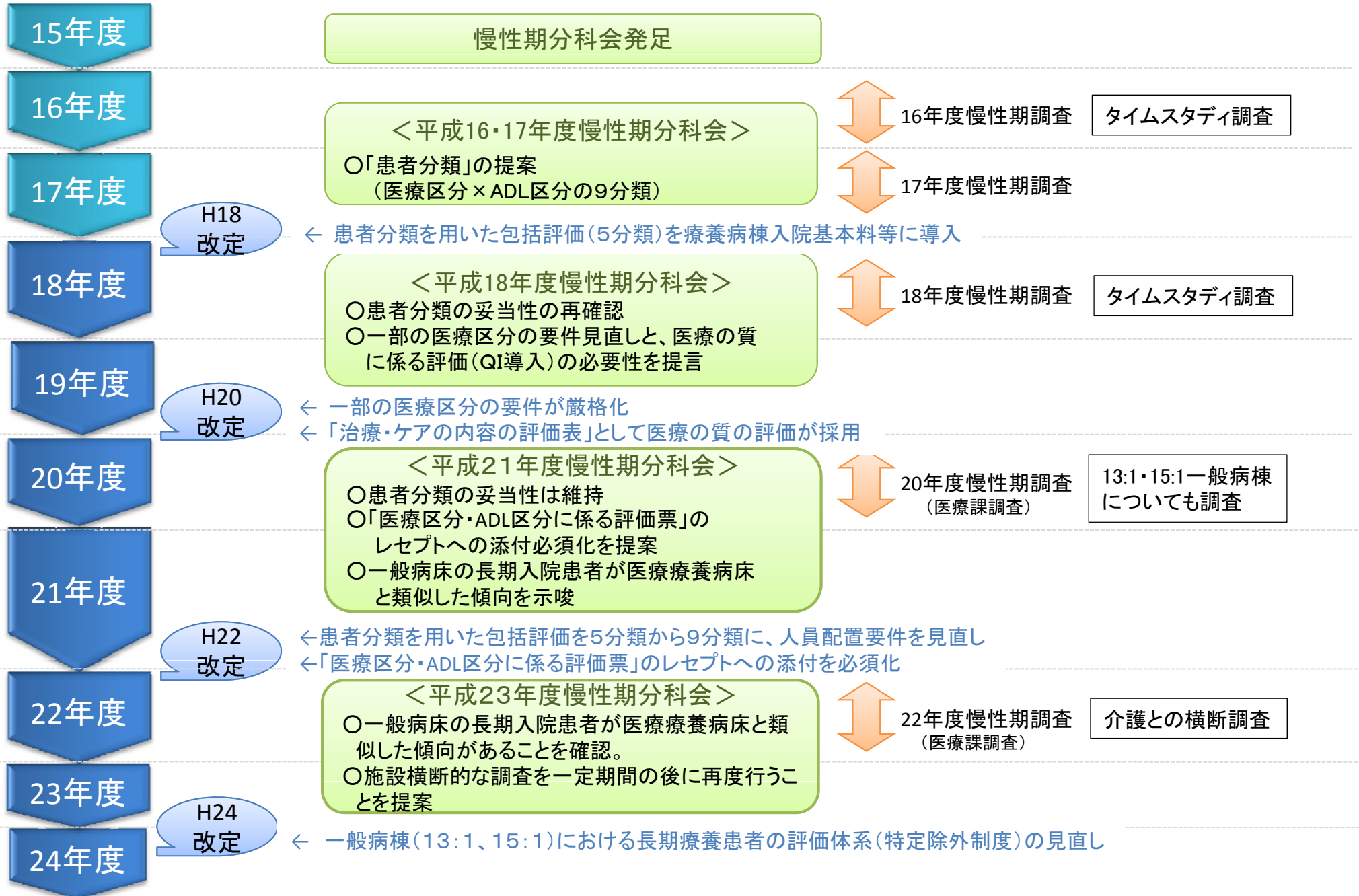
等に応じて、3月に3回

程度

※慢性期入院医療の包括評価分科会

入院医療等の調査・評価分科会(仮称)を新設

慢性期分科会・慢性期調査の経緯



平成24年度診療報酬改定に係る答申書附帯意見(抄)

平成24年2月10日

- 病院機能に合わせた効率的な入院医療を図るため、一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響を調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。特に、一般病棟入院基本料(13対1、15対1)算定病棟における特定除外制度の見直しについても、平均在院日数の変化等の影響を調査・検証をすること。さらに、一般病棟(7対1、10対1を含む)、療養病棟、障害者病棟等における長期入院の詳細かつ横断的な実態の調査も含め、慢性期入院医療の適切な評価の見直しについて引き続き検討を行うこと。
- 以下の経過措置については、現場の実態を踏まえた検討を行い、必要な措置を講ずること。
 - ・一般病棟における7対1入院基本料の算定要件の見直しに係る経過措置
 - ・特殊疾患病棟や障害者施設等から療養病棟に転換した場合に対する経過措置
- 医療提供体制が十分ではなく医療機関の機能分化を進めることが困難な地域に配慮した評価の見直しについて影響を調査・検証するとともに、診療所を含む当該地域全体の医療の状況の把握なども踏まえ、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。
- 平均在院日数の減少や長期入院の是正など、入院医療や外来診療の機能分化の推進や適正化について引き続き検討を行うこと。
- 診療報酬における包括化やIT化の進展等の状況変化を踏まえて、診療報酬の請求方法や、指導・監査等適切な事後チェックに資するための検討を引き続き行うこと。
- 医療機関における褥瘡の発生等の状況

慢性期入院医療の包括評価分科会を発展的に解消し、新たに「入院医療等の調査・評価分科会(仮称)」を新設して対応することとしてはどうか。

入院医療等の調査・評価分科会（仮称）について①

1. 検討項目（案）

（1）病院機能に合わせた効率的な入院医療の推進

- 一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響
- 慢性期入院医療の適切な評価の見直し
- 一般病棟における7対1入院基本料の算定要件の見直しに係る経過措置の実態
- 特殊疾患病棟や障害者施設等から療養病棟に転換した場合に対する経過措置の実態

等

（2）医療提供体制が十分ではなく医療機関の機能分化を進めることが困難な地域に配慮した評価の検討

（3）入院医療や外来診療の機能分化の推進や適正化に向けた検討

（4）診療報酬点数表における簡素化の検討

（5）医療機関における褥瘡の発生等の状況の検討



上記の検討項目について調査を行った上で、検討を進めてはどうか。

入院医療等の調査・評価分科会(仮称)について②

2. 検討の場

- 中医協に新たに「入院医療等の調査・評価分科会(仮称)」を設置し、平成24年度診療報酬改定附帯意見に基づき、入院医療等の診療報酬上の評価について、調査結果を踏まえつつ検討を進める。
- 委員は、医療機関、保険者、専門家、自治体関係者等から選出する。

3. 検討スケジュール

- 平成24年7月中を目途に議論を開始し、平成24年中に調査を開始する。
- 平成25年度以降、1.の検討項目(案)について調査結果を踏まえて具体的な検討を行い、検討結果について中医協総会に報告する。

入院医療に係る調査の実施について(案)

1. 目的

- ・「平成24年度診療報酬改定における中医協答申(平成24年2月10日)附帯意見」に基づき調査を実施
- ・平成26年度診療報酬改定にあたっての企画立案に資する基礎資料を整備することを目的とする

2. 調査の実施方法

- ・調査は外部委託によって実施
- ・実施にあたっては、「入院医療の調査・評価分科会(仮称)」において、調査設計、集計・分析方法の了承を得て調査を実施する。
- ・調査結果については、「入院医療の調査・評価分科会(仮称)」で集計・分析結果について検討を行う。

3. 調査項目※

- ・入院医療や外来診療の機能分化の推進や適正化について
一般病棟(7対1、10対1を含む)、療養病棟、障害者病棟等における長期入院の実態 等
- ・診療報酬点数表における簡素化について
- ・医療の提供が困難な地域に配慮した評価について
- ・医療機関における褥瘡の発生等の状況 等

※施設基準を新設するなど検証の効果が明らかになるまで一定程度の期間が必要である項目については、平成25年度調査として実施することとし、それ以外の項目について平成24年度調査として実施する。ただし、平成24年度調査についても、改定による効果がより明らかになるように、出来る限り年度後半での調査を実施する。

入院医療に係る調査スケジュール

平成24年度

7月

調査項目策定



8月

調査設計作成



9月

調査票作成



10月
〜

調査設計・調査票の決定



<調査実施>

- ① <入院医療等の調査・評価分科会(仮称)>
平成24年度入院医療等に関する調査の調査項目決定
- ② 調査項目についての調査設計(案)作成
→ 調査設計(案)について、入院医療等の調査・評価分科会(仮称)委員より意見を求め、必要な修正を行い、調査設計を完成
- ③ 調査設計をもとに調査票(案)を作成
→ 調査票(案)について、入院医療等の調査・評価分科会(仮称)委員より意見を求め、必要な修正を行い、調査票を完成
- ④ <中医協総会>
・調査設計・調査票について意見を求め、必要な修正を行う

- ⑤ <入院医療等の調査・評価分科会(仮称)>
・調査設計、調査票の議論・承認
- ⑥ 調査実施

平成25年度

4月
〜

調査結果報告

- ⑦ <入院医療等の調査・評価分科会(仮称)>
・調査結果の報告
- ⑧ <中医協総会>
・入院医療等の調査・評価分科会(仮称)から調査結果の報告

※平成25年度調査においても同様に進め、平成25年10月までを目途に調査結果を報告

答申書附帯意見		改定の骨子	調査内容	対応部会・分科会	
1	初再診料及び入院基本料等の基本診療料については、コスト調査分科会報告書等も踏まえ、その在り方について検討を行うこと。なお、歯科は単科で多くは小規模であること等を踏まえ、基本診療料の在り方について別途検討を行うこと。その上で、財政影響も含め、平成24年度診療報酬改定における見直しの影響を調査・検証し、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。また、医療経済実態調査のさらなる充実・改良等により、医療機関等の協力を得つつ経営データをより広く収集し、診療報酬の体系的見直しを進めること。	重点1-3 救急外来や外来診療の機能分化の推進について 4つの視点Ⅲ-1 病院機能にあわせた効率的な入院医療等について 4つの視点Ⅳ-2 平均在院日数の減少や社会的入院の是正に向けた取組について	基本診療料	・基本問題小委員会	
2	救急医療機関と後方病床との一層の連携推進など、小児救急や精神科救急を含む救急医療の評価について影響を調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。	重点1-1 救急・周産期医療の推進について 4つの視点Ⅲ-4 診療所の機能に着目した評価について 4つの視点Ⅲ-5 医療機関間の連携に着目した評価について	救急医療	・検証部会①	
3	病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の勤務体制の改善等の取組に係るさらなる措置(時間外対応加算を含む。)については、その効果を調査・検証するとともに、いわゆるドクターフィーの導入の是非も含め、引き続き、医師や看護師等の勤務の負担軽減に関する検討を行うこと。	重点1-2 病院医療従事者の勤務体制の改善等の取組について	勤務医負担軽減	・検証部会②	
4	次に掲げるチーム医療に関する評価について、調査・検証を行うこと。	薬剤師の病棟業務(療養病棟又は精神病棟における業務を含む。)	重点1-4 病棟薬剤師や歯科等を含むチーム医療の促進について	チーム医療	・検証部会②
		歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理	重点1-4 病棟薬剤師や歯科等を含むチーム医療の促進について	チーム医療	・検証部会③
		糖尿病透析予防指導による生活習慣病対策の推進・普及の実態	重点1-4 病棟薬剤師や歯科等を含むチーム医療の促進について	チーム医療	・検証部会②
		栄養障害を生じている患者への栄養状態改善に向けた取組	重点1-4 病棟薬剤師や歯科等を含むチーム医療の促進について	チーム医療	・検証部会②
5	在宅医療を担う医療機関の機能分化と連携等による在宅医療のさらなる充実や後方病床機能の評価について検討を行うこと。	重点2-1 在宅医療を担う医療機関の役割分担や連携の促進について	在宅医療	・検証部会④	
6	効率的かつ質の高い訪問看護のさらなる推進について検討を行うこと。	重点2-5 訪問看護の充実について	訪問看護	・検証部会⑤	
7	維持期のリハビリテーションについては、介護サービスにおけるリハビリテーションの充実状況等を踏まえ、介護保険サービスとの重複が指摘される疾患別リハビリテーションに関する方針について確認を行うこと。また、廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションの実施状況について調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。	重点2-6 医療・介護の円滑な連携について 4つの視点Ⅰ-6 リハビリテーションの充実について	リハビリテーション	・検証部会⑥	
8	病院機能に合わせた効率的な入院医療を図るため、一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響を調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。特に、一般病棟入院基本料(13対1、15対1)算定病棟における特定除外制度の見直しについても、平均在院日数の変化等の影響を調査・検証をすること。さらに、一般病棟(7対1、10対1を含む)、療養病棟、障害者病棟等における長期入院の詳細かつ横断的な実態の調査も含め、慢性期入院医療の適切な評価の見直しについて引き続き検討を行うこと。	重点1-1 救急・周産期医療の推進について 4つの視点Ⅲ-1 病院機能にあわせた効率的な入院医療等について 4つの視点Ⅲ-2 慢性期入院医療の適切な評価について 4つの視点Ⅳ-2 平均在院日数の減少や社会的入院の是正に向けた取組について 4つの視点Ⅲ-1 病院機能にあわせた効率的な入院医療等について 4つの視点Ⅳ-2 平均在院日数の減少や社会的入院の是正に向けた取組について	入院基本料 亜急性期入院医療管理料 慢性期入院医療	・(慢性期)入院医療の包括評価分科会 (検討範囲については、今後、総会で整理・検討。以下同じ)	
9	以下の経過措置については、現場の実態を踏まえた検討を行い、必要な措置を講ずること。	一般病棟における7対1入院基本料の算定要件の見直しに係る経過措置	重点1-1 救急・周産期医療の推進について	入院基本料	・(慢性期)入院医療の包括評価分科会
		特殊疾患病棟や障害者施設等から療養病棟に転換した場合に対する経過措置	重点1-1 救急・周産期医療の推進について	特殊疾患転換措置	・(慢性期)入院医療の包括評価分科会
10	DPC制度については、医療機関群の設定、機能評価係数Ⅱの見直し等の影響を踏まえながら、今後3回の改定を目的に継続する段階的な調整係数の置換えを引き続き計画的に実施すること。その際、臨床研修制度を含めた他制度への影響についても十分に調査・検証するとともに、見直し等が必要な場合には速やかに適切な措置を講ずること。また、DPC対象の病院と対象外の病院のデータの比較・評価を行うこと。	4つの視点Ⅲ-1 病院機能にあわせた効率的な入院医療等について	DPC制度	・DPC評価分科会	

答申書附帯意見		改定の骨子	調査内容	対応部会・分科会	
11	医療提供体制が十分ではなく医療機関の機能分化を進めることが困難な地域に配慮した評価の見直しについて影響を調査・検証するとともに、診療所を含む当該地域全体の医療の状況の把握なども踏まえ、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。	4つの視点Ⅲ-3 医療の提供が困難な地域に配慮した評価について	医療の地域特性	・(慢性期)入院医療の包括評価分科会	
12	平均在院日数の減少や長期入院の是正など、入院医療や外来診療の機能分化の推進や適正化について引き続き検討を行うこと。	重点1-3 救急外来や外来診療の機能分化の推進について 4つの視点Ⅳ-2 平均在院日数の減少や社会的入院の是正に向けた取組について	医療の機能分化	・(慢性期)入院医療の包括評価分科会	
13	診療報酬における包括化やIT化の進展等の状況変化を踏まえて、診療報酬の請求方法や、指導・監査等適切な事後チェックに資するための検討を引き続き行うこと。	4つの視点Ⅱ-3 診療報酬点数表における用語・技術の平易化、簡素化について	診療報酬の包括化・IT化	・基本問題小委員会 ・(慢性期)入院医療の包括評価分科会	
14	診療報酬項目の実施件数の評価等を踏まえた診療報酬体系のさらなる簡素・合理化(今回改定の医療現場への影響を含む。)、明細書の無料発行のさらなる促進(400床未満の病院や公費負担医療に係る明細書の無料発行を含む。)、医療安全対策や患者サポート体制の評価の効果について検討を行うこと。	4つの視点Ⅱ-1 医療安全対策等の推進について 4つの視点Ⅱ-2 患者に対する相談支援体制の充実等について 4つの視点Ⅱ-3 診療報酬点数表における用語・技術の平易化、簡素化について	診療報酬の合理化 患者支援体制 医療安全対策	・基本問題小委員会 ・検証部会⑦	
15	長期収載品の薬価のあり方について検討を行い、後発医薬品のさらなる普及に向けた措置を引き続き講ずること。	4つの視点Ⅳ-1 後発医薬品の使用促進について	薬価 後発医薬品	・社会保障審議会(医療保険部会) ・薬価部会 ・新たな検討の場	
16	手術や処置、内科的な診断や検査を含めた医療技術について、医療上の有用性や効率性などを踏まえ患者に提供される医療の質の観点から、物と技術の評価のあり方を含め、診療報酬上の相対的な評価も可能となるような方策について検討を行うこと。	4つの視点Ⅰ-8 医療技術の適切な評価について 4つの視点Ⅰ-9 イノベーションの適切な評価について	医療技術評価	・医療技術評価分科会 ・技術、薬剤、材料を横断した新たな検討の場	
17	革新的な新規医療材料やその材料を用いる新規技術、革新的な医薬品等の保険適用の評価に際し、算定ルールや審議のあり方も含め、費用対効果の観点を可能な範囲で導入することについて検討を行うこと。	4つの視点Ⅰ-8 医療技術の適切な評価について 4つの視点Ⅳ-3 市場実勢価格等を踏まえた医薬品・医療材料・検査の適正評価について4つの視点Ⅳ-4 相対的に治療効果が低くなった技術等の適正な評価について	保険適用の評価	・技術、薬剤、材料を横断した新たな検討の場 ・材料専門部会 ・薬科専門部会 ・先進医療専門家会議 ・医療技術評価分科会	
18	上記に掲げるもののほか、今回改定の実施後においては、特に以下の項目について調査・検証を行うこととする。	在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況	重点2-1 在宅医療を担う医療機関の役割分担や連携の促進について 重点2-6 医療・介護の円滑な連携について	医療介護連携	・検証部会④
		在宅における歯科医療と歯科診療で特別対応が必要な者の状況	重点2-4 在宅歯科、在宅薬剤管理の充実について 4つの視点Ⅰ-7 生活の質に配慮した歯科医療の推進について	在宅歯科	・検証部会⑧
		慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況	4つの視点Ⅰ-3 精神疾患に対する医療の充実について 4つの視点Ⅰ-4 認知症対策の推進について 4つの視点Ⅲ-5 医療機関間の連携に着目した評価について 4つの視点Ⅳ-2 平均在院日数の減少や社会的入院の是正に向けた取組について	精神	・検証部会⑨
		一般名処方薬の普及状況・加算の算定状況や後発医薬品の処方・調剤の状況	4つの視点Ⅳ-1 後発医薬品の使用促進について	一般名処方 後発医薬品	・検証部会⑩
		診療報酬における消費税の取扱い		その他	・社会保障審議会(医療保険部会) ・新たな検討の場
		医療機関における褥瘡の発生等の状況	重点2-5 訪問看護の充実について 重点2-6 医療・介護の円滑な連携について 4つの視点Ⅲ-2 慢性期入院医療の適切な評価について 4つの視点Ⅱ-3 診療報酬点数表における用語・技術の平易化、簡素化について	慢性期医療	・(慢性期)入院医療の包括評価分科会

診療報酬調査専門組織運営要綱

(所掌事務)

第1条 診療報酬調査専門組織は、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、次の各号に掲げる事項等について、専門的な調査及び検討を行う。

- 1 DPC導入の評価及び影響の検証等
- 2 慢性期入院医療の包括評価 入院医療等の評価
- 3 医療機関のコスト
- 4 医療技術の評価
- 5 医療機関等の消費税負担
- 6 その他の技術的課題

(組織)

第2条 診療報酬調査専門組織は、常時、診療報酬調査専門組織に参加し診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し意見を述べる委員（以下「本委員」という。）10070名以内及び本委員に対し、必要に応じ個々の技術的課題について参考となる意見を述べる委員（以下「専門委員」という。）90名以内により構成する。

2 本委員及び専門委員にはそれぞれ保険医療専門審査員をもって充てる。

(分科会の設置等)

第3条 診療報酬調査専門組織には、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、専門的な調査又は検討を行うため、第1条に定める事項について分科会を設置する。

- 2 分科会長は、その分科会を構成する本委員の中から互選により選出する。
- 3 分科会長は、分科会の事務を総理し、分科会を代表する。
- 4 分科会長に事故があるときは、その分科会を構成する委員のうち分科会長が指名する委員がその職務を代行する。

(定足数)

第4条 分科会は、本委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、意見の確認を行うことができない。ただし、第6条に規定する意見書の提出があった委員は出席したものとみなす。

(専門委員の会議への参加)

第5条 専門委員は診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、分科会長又は本委員が必要と認めた場合に限り、会議に参加し、意見を述べることができる。

(欠席委員の意見提出)

第6条 本委員又は専門委員は、やむを得ない理由により出席できない場合は、当該議題について予め意見書を提出することができる。

(開催)

第7条 分科会は、必要に応じて開催するものとする。

(審議の公開)

第8条 分科会の審議は公開とする。ただし、分科会長が必要と認めるときは、審議を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 診療報酬調査専門組織の庶務は保険局医療課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、分科会の議事運営に必要な事項は分科会長が各分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成15年7月1日から施行する。

附 則 (所掌事務の追加及び委員の増員の一部施行)

この要綱は平成18年7月1日から施行する。

附 則 (組織の改編)

この要綱は平成23年10月1日から施行する。

附 則 (所掌事務の変更)

この要綱は平成24年6月1日から施行する。

附 則 (所掌事務の変更)

この要綱は平成24年〇月〇日から施行する。